

2026 年 8 月 4 日

No. AFFL_014

日本酒市場の規制環境と参入スキーム（後編）

執筆者：弁護士 手塚崇史／弁護士 乾直行

本ニュースレターは、前編に引き続き、日本の清酒製造業への参入・投資を検討する海外事業者及び外資系ファンドを主な読者として想定しています。前編では、日本酒市場・業界の現在地と、清酒製造免許を中心とする免許制度の基本構造を取り上げました。

後編となる今回は、投資判断に直結する制度的要因（GI・酒税）、買収後の事業運営上の規制要件（ラベル・HACCP）、参入スキームの選択肢、外為法上の投資規制を取り上げます。

1 投資判断に直結する制度的要因

本章では、投資対象酒蔵の価値評価及び買収後の事業計画に直接影響する制度的要因として、地理的表示（GI）制度と酒税制度の骨格を整理します。

酒類の地理的表示（GI）は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第 86 条の 6 に基づき国税庁が管轄します（農産品 GI を所管する農水省とは別制度）¹。GI とは、産地名を商品の品質・評判等の本質的特性に結びつけて保護する制度であり、投資先酒蔵の価値評価において重要な指標となります。

¹ 国税庁「酒類の地理的表示」（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiriteki.htm>）

1-1 国レベルGI「日本酒」の要件

2015年（平成27年）12月25日、国レベルのGIとして「日本酒」が指定されました²。以下の要件を満たさない清酒は、たとえ日本で製造されていても「日本酒」と表示することができません。

①原料の米・米こうじに国内産米のみを使用していること

②日本国内で製造・容器詰めされた清酒であること

なお、日EU・EPA及び日英EPAにより、GI「日本酒」はEU・英国においても相互保護されています³。日本酒の輸出額は2025年に458.8億円（前年比5.5%増）と2年連続で増加しており、GIを活用した高付加価値輸出の重要性は高まっています⁴。高付加価値の輸出展開を想定する場合、投資対象酒蔵の製品がこの要件を満たしているかの確認が必要です。また、OEMや委託製造スキームを活用する場合、国産米の使用要件との整合性に留意する必要があります。

1-2 地域清酒GIの急拡大

近年、地域単位の清酒GIが急速に拡大しており、2026年時点で国レベルGI「日本酒」を含め清酒区分のGIは23件に達しています。GI取得済みの産地に所在する酒蔵は、地域ブランドの保護という付加価値を有しており、M&A・投資においてブランドプレミアムの源泉となり得ます。以下は直近の主要指定です（国税庁の正式指定日による）⁵。

² 国税庁「地理的表示『日本酒』の指定について」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/minaoshi/pdf/chiritekihyoji.pdf>)

³ 国税庁「日EU・EPAにおける酒類の地理的表示の相互保護（追加）について」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/0023006-097.pdf>)

⁴ 国税庁「最近の日本産酒類の輸出動向について」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/0026002-066.pdf>)

⁵ 国税庁「酒類の地理的表示一覧」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/ichiran.htm>)

GI 名称	産地の範囲	指定時期
灘五郷	兵庫県（神戸市灘区・東灘区、芦屋市、西宮市）	2018 年 6 月
信濃大町	長野県大町市	2023 年 6 月
南会津	福島県南会津郡南会津町	2024 年 8 月
伊丹	兵庫県伊丹市	2024 年 11 月
喜多方	福島県喜多方市及び耶麻郡西会津町	2024 年 12 月
青森	青森県	2025 年 6 月
京都	京都府	2025 年 10 月
鳥取	鳥取県	2025 年 10 月
福岡	福岡県	2025 年 10 月

1-3 酒税の基本構造

酒類への課税は酒税法に基づき、製造場から移出する段階で製造者に課税されます（移出課税主義）。清酒については 2023 年 10 月に 1kl 当たり 10 万円（350ml 換算約 35 円）への一本化が完了しており、製品価格・事業コストに占める税負担として把握しておく必要があります。

酒類区分	改正前	2023 年 10 月～	2026 年 10 月～
清酒（醸造酒類）	11 万円/kl	10 万円/kl （一本化完了）	変更なし
ビール系飲料	20～26 万円/kl （種別差あり）	段階的調整中	15.5 万円/kl に一本化
チューハイ等	約 2.8 万円/kl	段階的引き上げ	10 万円/kl に引き上げ

2026 年 10 月に実施される税率改正の対象はビール系飲料とチューハイ等であり、清酒の税率は変わりません。事業計画作成において「酒税改正」報道を参照する際は、清酒が対象外であることを確認してください。

2 買収後の事業運営上の規制要件

ラベル・表示規制及び HACCP 義務化は、買収後の事業運営フェーズで対応が必要となる実務上の規制要件です。投資判断フェーズからデューデリジェンスの一環として確認しておくことが望まれます。

2-1 ラベル・表示規制の概要

酒類の容器・ラベルには、酒税法・食品表示法・不正競争防止法・酒類業組合法などの複数の法令に基づく表示義務があります。

- 酒類の品目（清酒）・アルコール分・内容量・製造者名・所在地の記載が必須（酒税法施行令）。
- 「純米酒」「吟醸酒」「大吟醸」など特定名称を使用する場合は、国税庁告示の要件（精米歩合・麴米使用率等）を満たす必要あり⁶。
- 輸出品には仕向け地の表示規制が別途適用（EU の地理的表示規制・米国 TTB の表示承認など）
- アレルギー表示（米・小麦の使用等）については食品表示法に基づく対応が必要。

また、令和 4 年（2022 年）7 月改正・令和 5 年（2023 年）1 月施行の「清酒の製法品質表示基準」では、特定名称酒（吟醸酒・大吟醸酒・純米酒・純米吟醸酒・純米大吟醸酒・特別純米酒・

⁶ 国税庁「清酒の製法品質表示基準」（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/kijun/gaiyo/04.htm>）

本醸造酒・特別本醸造酒の8種類)の表示要件を含む清酒の表示ルールについて、主に以下のとおり変更しています。以下の変更は、特定名称酒に限らず清酒一般に適用されます⁷。

製造時期表示	必要記載事項から任意記載事項に変更（実務上の柔軟性が向上）
受賞の記述	従来の「任意記載事項」の枠組みを廃止し、構造を整理し直した。「品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語」及び「官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語」を表示禁止事項に追加する一方、虚偽・誇大でない限り民間コンテストを含む受賞事実の表示も可能となった。
複合表示	「生原酒」「生貯蔵原酒」等の複合表示が解禁。複数の特性を組み合わせた表示が可能となった。

2-2 HACCP義務化

2021年6月から、改正食品衛生法に基づきすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務化されました⁸。清酒製造業も対象です。

制度は事業者規模に応じて二層構造をとっています。製造従業員50人以上の大規模事業者には、コーデックス委員会が定める7原則12手順に基づく「HACCPに基づく衛生管理」の完全実施が求められます。一方、業界の大多数を占める製造従業員50人未満の小規模事業者については、日本酒造組合中央会等の業界団体が厚生労働省の監修のもと作成した手引書に沿った「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」で足りるとされており、7原則の形式的な履行は要求されていません⁹。

清酒はアルコール分14～16度程度であり、アルコールの殺菌効果に加え、乳酸菌由来の有機酸によってpHが低下することから（通常pH3.5～4.5程度）、病害微生物リスクは他の食品と比べて相対的に低い水準にあります。このため、清酒のHACCP管理においては、異物混入防止（ガラ

⁷ 国税庁「『清酒の製法品質表示基準』の概要」（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/seishu/gaiyo/02.htm>）

⁸ 厚生労働省「HACCP（ハサップ）」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html）

⁹ 厚生労働省「酒類製造業におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模事業者向け）」

（<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000617533.pdf>）

ス片・金属片・プラスチック片等）と一般衛生管理が特に重要な管理ポイントとなります。また、酒税法上の記帳義務として原料・製造・移出入記録の7年間保存が求められており、これをHACCP上の衛生管理記録として兼用することが可能です。

清酒の主要輸出先では、いずれもHACCPと同等の食品安全管理が実質的に求められています。米国では、FSMAに基づく外国サプライヤー検証プログラム（FSVP）の下、HACCPと同等の予防管理計画の策定・実施が必要です。EUでは規則(EC) No 852/2004が第三国輸出者にもEUと同等の衛生基準への適合を求めており、HACCPはその中核をなします。台湾・韓国においても、それぞれの食品安全法令に基づき、輸入食品に対するHACCP相当の管理が要求されています。こうした状況を踏まえると、HACCP対応は輸出継続の前提条件というだけでなく、輸出先の量販店・インポーターから第三者認証（SQF・BRC等）の取得を求められるケースも増加しており、実務上の交渉条件として機能する場面も生じています。

3 参入スキームの選択肢と比較

外資が日本の清酒製造業に参入する場合、スキームの選択が製造免許の扱い・外為法上の手続き・コスト・スケジュールに大きく影響します。主な選択肢を以下に整理します。

スキーム	概要	製造免許の扱い	主な留意点
①株式取得 (Share Deal)	既存酒蔵の株式を取得して経営権を取得する	免許はそのまま存続 (名義変更不要)	外為法上は原則として事後報告で足りる（ただし自社で酒米を栽培している場合は事前届出が必要）。役員変更時は欠格事由の確認が必要
②事業譲渡・会社分割 (Asset Deal)	酒蔵事業の資産・負債を個別に取得する	原則として製造免許は承継できず新規申請が必要。同一製造場の引継ぎは承継扱いとなる場合あり	免許の空白期間が生じるリスクあり

③輸出用清酒製造 免許の取得	日本に法人を設立し、輸出専用の新規製造免許を取得する	需給調整要件・最低製造数量基準（60kl）の双方が適用除外	国内販売は原則不可。国産米のみ使用。輸出戦略が前提
④休廃業蔵の取得 + 承継	休廃業した酒蔵の株式又は事業を取得し、製造を再開する	免許が失効していなければ承継可能。失効済みの場合は新規申請（岩盤規制の壁）	免許失効の有無の確認が最重要デューデリジェンス事項

前述のとおり、国内向けの清酒製造免許については、需給調整要件（酒税法第 10 条第 11 号）により新規取得が原則認められないという「岩盤規制」が存在します。これとは別に、最低製造数量基準（同法第 7 条第 2 項第 1 号。清酒については製造見込数量 60kl 以上）を満たす必要もあります。このため、国内向け製造を前提とする場合は①株式取得又は④休廃業蔵の取得が現実的な参入ルートとなります。輸出のみを目的とする場合は③輸出用清酒製造免許による新設が選択肢となります。

3-1 株式取得（Share Deal）の留意点

製造免許がそのまま存続するため免許承継リスクがなく、既存の製造・販売体制を引き継げる点が最大のメリットです。以下の 3 点が主な確認事項となります。

第一に、外為法上の手続です。清酒製造業は対内直接投資に係る指定業種に該当しないため、原則として事前届出は不要であり、事後報告で足りる（後記第 4 章）。ただし、自社で酒米を栽培している場合は別途の検討が必要です。

第二に、買収後に役員を変更する場合は、新役員について酒税法第 10 条所定の欠格事由（禁錮以上の刑への処罰歴、酒税法・関税法等による罰金刑への処罰歴等）がないことを確認する必要があります。外国人役員についても同様です。

第三に、製造免許に付された条件（製造数量の上限・品目制限等）が買収後の事業計画と整合するかを精査する必要があります。

3-2 輸出用清酒製造免許による新設の留意点

外資系事業者が国内販売なしで輸出ブランドを構築する戦略に適したスキームです。需給調整要件・最低製造数量基準（60kl）がいずれも適用除外となる点が最大の特徴です。日本法人の設立又は日本支店として登記が前提となり、免許申請から取得まで概ね2ヶ月を要するため、製造開始までのスケジュール設計が重要です。定款の事業目的に「酒類製造業」の記載が必要な点にも注意が必要です。

GI「日本酒」の地理的表示については、国産米の使用・国内製造等の要件を充足すれば輸出用製造免許に基づく製品にも付与可能です。将来的に国内販売へ展開する場合は、別途の国内向け製造免許の取得又は既存酒蔵との提携が必要となります。

4 外為法上の対内直接投資規制

外国投資家が指定業種を営む日本企業の株式・議決権を取得する場合、財務大臣及び事業所管大臣への事前届出が義務付けられます（外国為替及び外国貿易法（外為法）第27条）。もっとも、指定業種を定める告示の別表第三は細分類1023「清酒製造業」を掲げており、清酒製造業は指定業種に該当しません。したがって、清酒製造会社への投資は原則として事前届出の対象ではなく、事後報告で足ります。ただし、自社で酒米を栽培している酒蔵については、細分類0111「米作農業」が同告示別表第二に掲げられた指定業種に該当するため、事前届出が必要となります。¹⁰

また、非上場の清酒製造会社の場合、外国投資家（非居住者個人・外国法人・外国法人が50%超を保有する日本法人等）が株式取得・新株引受け・事業の譲受け等を行うことは対内直接投資等に該当し、事後報告の対象となります（外為法第26条第1項、第55条の5）。「外国投資家」の範囲には、外国法人が50%超出資する日本子会社も含まれる点（間接保有による捕捉）に注意が必要です。

¹⁰ 事後報告は、原則として投資実行後45日以内に行う必要があります。なお、事前届出を要する場合には、届出後、原則30日間（最大5ヶ月まで延長可）の審査禁止期間が設けられます（外為法第27条第3項）。報告義務・届出義務を怠った場合、投資の中止命令や刑事罰（拘禁刑・罰金）の対象となります（外為法第70条第1項第22号から25号）。

おわりに

日本の清酒製造業は、国内市場の構造的縮小と輸出需要の着実な拡大という二つのトレンドが並走するなかで、外資にとって稀有な投資機会を提供しています。免許制度が生む参入障壁は、既存酒蔵のアセットバリューを下支えする一方、参入スキームの選択肢を実質的に絞り込みます。また、外為法上の投資規制、GI 制度、HACCP 対応、ラベル規制といった各種の法的要件は、いずれも投資判断・デューデリジェンス・買収後の事業運営に直接影響する実務的論点として重要です。次回以降は今回取り上げたものを中心に個別論点を順次掘り下げていく予定です。

本稿は、2026 年 8 月 4 日時点で公表されている法令及び情報に基づいています。

執筆者

弁護士 手塚崇史（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: takashi.tezuka@aplaw.jp

弁護士 乾直行（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: naoyuki.inui@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産法務プラクティス・チーム

Email: cpg_affl@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せず渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	